

埼教互第10号  
令和7年4月1日

各所属長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長  
(公印省略)

令和7年度互助会掛金率について（通知）

日頃、当互助会の事業運営につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
令和6年度において、埼玉県教職員互助会事業における資金の不足や掛金内訳のアンバランスといった喫緊の課題について対応を検討するため、事業検討委員会が発足されました。

当通知の互助会掛金率については、事業検討委員会で検討が行われ、その検討結果について理事会で決定したものです。

つきましては、令和6年12月10日付け埼教互第128号でお知らせしましたとおり、令和7年4月から互助会掛金率の内訳が変更となりますので、改めてお知らせします。

記

1 変更内容

互助会掛金の非課税掛金と課税掛金の比率を変更します。

(単位：千分率‰)

|          | 令和7年3月分まで | 令和7年4月以降    |
|----------|-----------|-------------|
| 非課税掛金    | 1. 0      | <b>0. 8</b> |
| 課税掛金（厚生） | 3. 0      | <b>3. 2</b> |

<お問い合わせ先>

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

埼玉県教育局教育総務部福利課内

（一財）埼玉県教職員互助会

経理担当

TEL 048-830-6691